

第2節 労働需要の動向

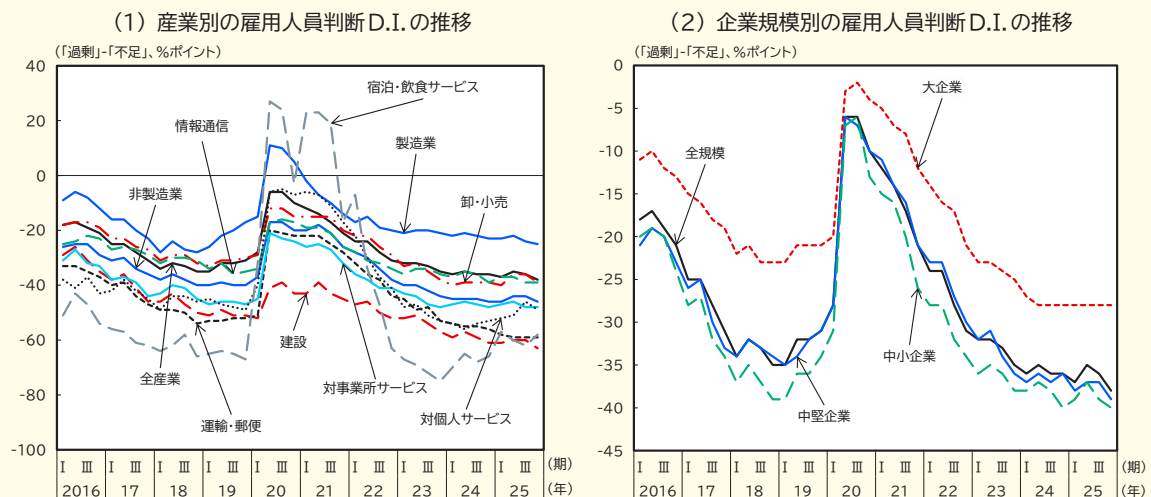
●企業の人手不足感の高止まり

産業別の雇用人員判断D.I.をみると、2025年は全産業において、人手不足感が高止まりしていることが確認できる（第1-(2)-8図（1））。2024年に続き、製造業と比較して、非製造業において人手不足感が強く、特に「建設」「運輸・郵便」「宿泊・飲食サービス」で高い水準となっている。

企業規模別にみると、2021年以降、全ての企業規模において人手不足感が強まっており、2025年は、特に中堅企業と中小企業で人手不足感が強まった（第1-(2)-8図（2））。

第1-(2)-8図 産業別・企業規模別でみた雇用人員判断D.I.の推移

○ 企業の人手不足感は「非製造業」で引き続き高い水準。



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

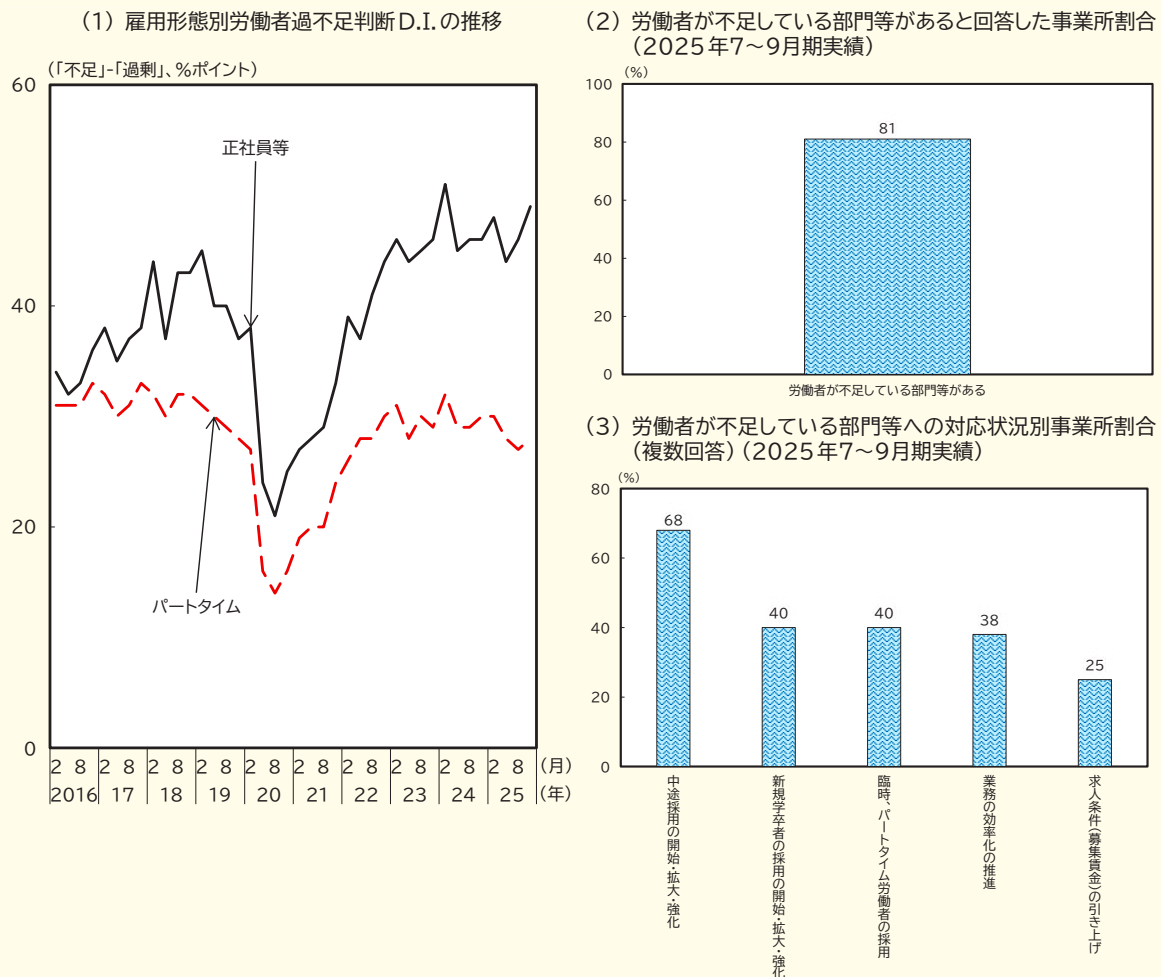
●人手不足感は正社員等で強まる

雇用形態別で労働者過不足判断D.I.をみると、過去10年間は、正社員等¹の方がパートタイムよりも人手不足感が高い傾向にある。2025年は、正社員等の人手不足感は横ばいとなった一方で、パートタイムの人手不足感は緩和された（第1-(2)-9図（1））。

また、厚生労働省「労働経済動向調査」（2025年11月調査）によると、2025年7～9月期に「労働者が不足している部門等がある」と回答した事業所は81%となっている。このうち、労働者不足に「対応した」事業所に対し、労働者不足への対処方法（複数回答）をみると、「中途採用の開始・拡大・強化」（68%）、「新規卒卒者の採用の開始・拡大・強化」（40%）、「臨時、パートタイム労働者の採用」（40%）、「業務の効率化の推進」（38%）、「求人条件（募集賃金）の引き上げ」（25%）の順で多くなっている。事業所は人材の採用促進を中心に、多様な方法で人材の確保に取り組んでいることがうかがえる（第1-(2)-9図（2）、（3））。

第1-(2)-9図 雇用形態別でみた人手不足の状況

○ 人手不足感は正社員等で高水準となっている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) (1) については、無回答を除いて集計している。
2) (3) について、「労働者が不足している部門等がある」事業所のうち、労働者が不足している部門等に何らかの対応をした事業所（63%）を100とした割合である。
3) (3) について、無回答を「労働者が不足している部門等はない」と回答したとみなして集計している。

1 「正社員等」とは、雇用期間を定めないで雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、「パートタイム」は除く。

●新規求人数は、パートタイム労働者を中心に減少

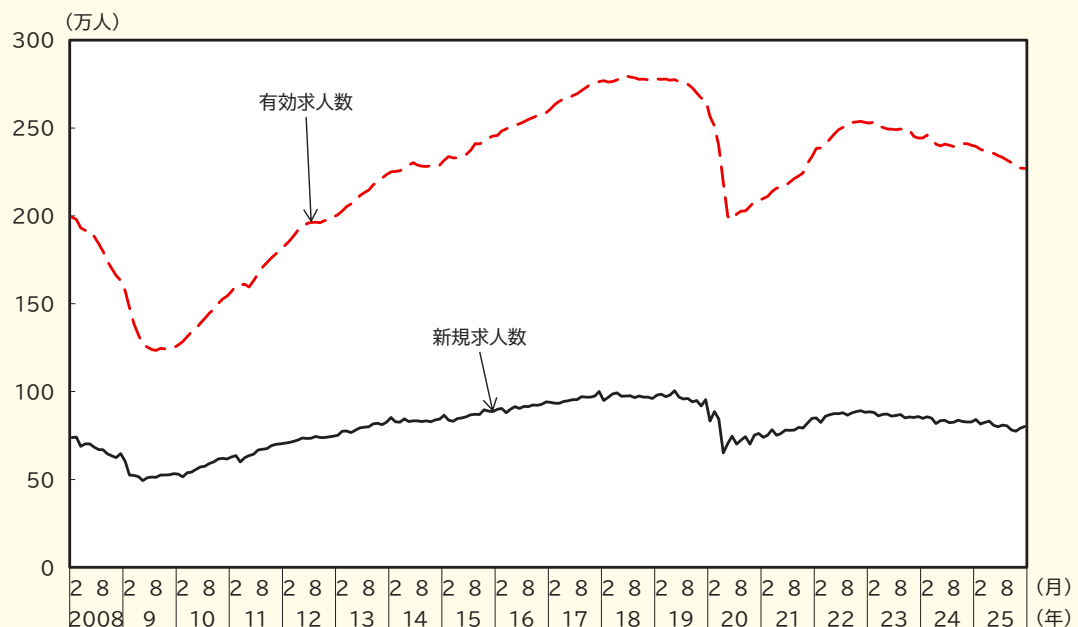
2025年の新規求人数は、前年差3万人減少の81万人となり、2年連続で減少した（第1-(2)-10図）。また、有効求人数は、新規求人数の減少などから前年差8万人減少の233万人となり、新規求人数と同様に2年連続で減少した。

雇用形態別で新規求人数をみると、2025年については、パートタイム労働者を除く一般労働者²（以下この章において「一般労働者」という。）、パートタイム労働者ともに前年よりも減少した（第1-(2)-11図）。

また、産業別で新規求人数をみると、一般労働者、パートタイム労働者ともに、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」を中心に幅広い産業で減少した。

第1-(2)-10図 新規求人数と有効求人数の推移

○ 有効求人数、新規求人数ともに2年連続で減少。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) データは季節調整値。

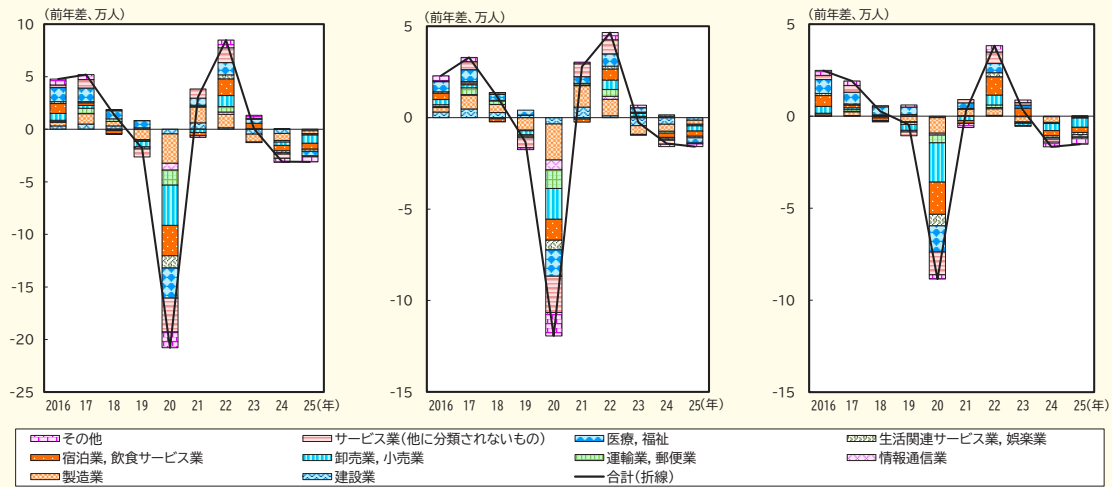
2 常用及び臨時・季節を合わせた労働者をいう。常用労働者は雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められている労働者（季節労働を除く。）をいう。また、臨時労働者は、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている労働者をいい、季節労働者とは、季節的な労働力需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労する労働者をいう。

第1-(2)-11図 産業別・就業形態別でみた新規求人数の推移

○ 新規求人数は、一般労働者、パートタイム労働者ともに「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」を中心に幅広い産業で減少。

(1) 総計（パートタイムを含む一般労働者） (2) 一般労働者（パートタイムを除く）

(3) パートタイム労働者



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 2013年改定「日本標準産業分類」に基づく区分。

2) 「その他」は、「農業、林業、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」「複合サービス事業」「公務（他に分類されるものを除く）・その他」の合計。

3) 「一般労働者」及び「パートタイム労働者」「パートタイム」はそれぞれ、厚生労働省「職業安定業務統計」における「一般」、「パートタイム」を指す。